八　運転開始日（第百十三条第二項第一号に規定する運転開始日をいう。）から起算して三十年を経過した発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合においては、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合を除き、発電用原子炉施設の長期的な劣化に関する評価を行い、その結果を適切に考慮した上で、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、第一号から第六号までに掲げる措置について特別な措置を講ずること。

2　発電用原子炉設置者は、法第四十三条の三の三十二第一項若しくは第三項の規定により長期施設管理計画を定め、又は同条第四項若しくは第七項の規定により長期施設管理計画を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

第八十二条　削除

（新設）

2　発電用原子炉設置者は、次条第一項から第三項までの規定により長期施設管理方針を策定したとき又は同条第四項の規定により長期施設管理方針を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

（発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価）

第八十二条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（以下「安全上重要な機器等」という。）並びに次に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、発電用原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りでない。

一　工学的安全施設並びに原子炉停止系統への作動信号を発生させる機能を有する機器及び構造物

二　事故時における発電用原子炉施設の状態を把握するための機能を有する機器及び構造物

三　中央制御室外から発電用原子炉施設を安全に停止させるための機能を有する機器及び構造物

四　原子炉冷却材を保持する機能を有する機器及び構造物であって、安全上重要な機器等でないもの

五　原子炉冷却材を循環させる機能を有する機器及び構造物

六　放射性物質を貯蔵する機能を有する機器及び構造物

七　電源を供給する機能を有する機器及び構造物であって、安全上重要な機器等でないもの

八　発電用原子炉施設を計測・制御する機能を有する機器及び構造物（第一号に掲げるものを除く。）

九　発電用原子炉施設の運転を補助する機能を有する機器及び構造物

十　原子核分裂生成物の原子炉冷却材中への放散を防止する機能を有する機器及び構造物

十一　原子炉冷却材を浄化する機能を有する機器及び構造物

十二　原子炉圧力の上昇を緩和する機能を有する機器及び構造物

十三　出力の上昇を抑制する機能を有する機器及び構造物

十四　原子炉冷却材を補給する機能を有する機器及び構造物

十五　緊急時対策を行う上で重要な機器及び構造物並びに異常状態を把握するための機能を有する機器及び構造物

十六　設置許可基準規則第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物（以下「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。）